

地域活動支援センター利用契約書

_____（以下「利用者」という。）と社会福祉法人ジェイエー長野会佐久穂町障害者福祉施設陽だまりの家（以下「事業所」といいます。）は、利用者に対し提供する地域活動支援事業について、次のとおり契約します。

第1条 （契約の目的）

この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するために、事業者が利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

第2条 （契約期間）

この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

第3条 （サービス内容）

地域活動支援センター（以下「センター」という。）は、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。なお、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

- サービス提供は、施設の指導員その他の従業者が当たります。
- サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。
- 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

第4条 （利用料金）

地域活動支援サービスについて佐久穂町住民は無料となります。

- センターは、利用者が地域生活支援サービスの対象とならないサービス内容を受ける場合は料金を請求します。
- センターは、サービス利用に当たって、事前に利用者に対しサービス内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

第5条 （利用料の支払方法）

利用者は前条に定める利用料金等が発生した場合は月ごとに支払います。

- センターは、当月の利用料金合計額の請求書を翌月 10 日までに送付します。
- 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、翌月 21 日までに支払います。
- センターは、利用者から利用料金の支払を受けたときは、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。
- 支払方法

指定口座への振込み 佐久浅間農協 佐久町中央支所 普通預金 0 0 1 3 1 8 0

第6条 (創作活動及び生産活動体験利用)

センターは、事業として創作活動を行う場合は、創作活動の内容を定め、利用者に対して創作活動の機会を提供します。又、同事業所内の生産活動体験利用を行うことにより就労サービスへつながる支援を行います。

- 2 生産活動への体験利用は、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性、その他の事情を踏まえて行います。
- 3 生産活動体験利用の作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。
- 4 生産活動体験利用の機会の提供は、防塵、防火その他の安全対策に配慮して行います。
- 5 センターは、生産活動体験利用の期間を定め、一定期間の利用後、本人の意向・適正・障害の特性・その他の事情を踏まえ他サービスへの移行も協議させていただきます。

第7条 (他のサービス提供者との連携)

センターは、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害福祉事業を行う者、保健医療サービス又は他の福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

第8条 (説明義務)

センターは、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

第9条 (サービス利用のキャンセル)

利用者は、サービス利用のキャンセルについては、サービス利用日の前日までに申し出するものとします。

第10条 (相談及び援助)

センターは、利用者及びその家族が希望するサービスや日常生活に関する事項、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

第11条 (健康管理)

センターは、常に利用者の健康状態に留意し、健康保持のための適切な措置を講じます。

- 2 センターは、常に利用者の家族との連携を図り、医療機関との連絡調整を通じ健康保持のための適切な支援を行います。

第12条 (緊急時の援助)

センターは、利用者の心身状態の急激な悪化、病状の急変等が生じた場合は、直ちに協力医療機関又は利用者が指定する医療機関での診察が行えるよう手配等を行います。

- 2 前項の規定による他、センターは、サービスの提供に際し、利用者の生命、身体の安全確保に配慮し、災害時その他の緊急事態の時は陽だまりの家災害対策マニュアル等において対応します。

第 13 条 （身体拘束の禁止）

センターは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、利用者の身体的拘束その他の行動制限を行いません。

第 14 条 （虐待防止のための措置）

センターは、利用者により身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、虐待防止責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止の啓発のための定期的研修を実施します。

第 15 条 （秘密の保持）

センターは、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 センターの職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

3 センターは、他の障害福祉サービス事業所、地域生活支援サービス登録事業所等に対し、利用者に関する情報を提供する必要がある場合は、事前に文書により利用者の同意を得ます。

第 16 条 （苦情解決）

利用者及びその家族は、センターが提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口又は「重要事項説明書」に記載された運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 センターは、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、改善の必要性の有無及び改善方法等について、利用者又は家族に文書で回答します。

3 センターは、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合において、これを理由として利用者に対し一切の差別待遇をしません。

第 17 条 （契約の終了）

利用者は、地域活動支援センターの利用の契約を終了する場合は、利用しないこととなる日の 30 日前までにセンターに通知することにより、この契約を解除することができます。また、センター若しくはサービス提供職員が、次に掲げる事項に該当する行為を行った場合は、利用者は直ちに契約を解除することができます。

- (1) センター若しくは従業者が正当な理由なく契約に定める地域生活支援サービスを実施しない場合
- (2) センターが秘密保持義務（守秘義務）に違反した場合
- (3) センターが社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命、身体、財産又は信用を傷つけ、若しくは傷つける恐れがある場合において、センターが適切な対応をとらない場合

2 センターは、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することがあります。ただ

し、利用者が以下の事由に該当する場合には、直ちに契約を解除することができます。

- (1) 利用者がセンターに支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し、センターが期間を定めて再三催告したにもかかわらず支払わない場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失によりセンター若しくはサービス提供職員や他の利用者等に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認めた場合
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由によりセンターを利用させることができない場合
- (5) 利用者が死亡した場合

第18条 (損害賠償)

センターは、サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかに関係市町村及び利用者の家族等に連絡し必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 センターは、サービスを提供するに当たって、センターの責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

第19条 (身元保証人)

センターは、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。ただし、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次に掲げる責任を負います。

- (1) 利用者の責によりセンターに損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害賠償すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った受入れ先の確保に努めること。

第20条 (協議事項)

契約に定められていない事項について問題が生じた場合は、センターは障害者総合支援法等の関係法令の定めるところにより、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及びセンターが記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします

令和 年 月 日

事業所名 社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家
事業所住所 長野県南佐久郡佐久穂町大字畑 143 番地 2
代表者氏名 所 長 友野 裕行 印

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

T E L _____

代理人(身元保証人)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____

重要事項説明書

あなたに対する地域活動支援センターにてサービス提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 ジェイエー長野会
所 在 地	長野県長野市南長野北石堂町 1177-3 JA長野県ビル
電 話 番 号	026-223-0533
代表者氏名	理事長 上原 孝義
設 立 年 月	平成6年4月

2. 利用施設

事業所の種類	地 域 活 動 支 援 事 業
事業所の名称	佐久穂町障害者福祉施設・陽だまりの家
事業所の所在地	南佐久郡佐久穂町大字畑 143 番地 2
連 絡 先	電話番号 0267-77-7287 (FAX 兼用) FAX 0267-77-7287 (電話兼用)
管 理 者	所長 友野 裕行
サービス提供者	水谷 和世
サービスの実施地域	佐 久 穂 町
主たる対象者	町内の障害をお持ちの方
定 員	10名
開設年月日	平成23年4月1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	利用者が、自立した日常生活、社会生活を実現するための相談や、支援を行うと共に、創作的活動及び地域交流活動や日常生活活動への支援を行うことで、利用者の自立、社会参加の促進を図る。
運営方針	関係法令を遵守し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	木造平屋建て
	延べ床面積	163.18㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
訓練・作業室	2 室	
相談室	1 室	
洗面所	3 箇所	
便 所	3 箇所	洋式・障がい者用トイレ
シャワー室	1 室	シャワーのみ
静養室	1 箇所	

厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤		非常勤		備考
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			他事業と兼務
指導員	1	1				
事務職員	1		1			他事業と兼務

厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	勤務時間帯 (8:30~17:30)
指 導 員	勤務時間帯 (8:30~17:30)
事 務 職 員	勤務時間帯 (8:30~17:30)

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日から金曜日（国民の祝日及び夏季休暇8月13日～8月16日・
年末年始休暇12月29日～1月3日の間は休業）

時 間：8:30～17:30 まで（開所時間） 9:00～16:00まで（稼働時間）

※土曜・日曜・祝日の一部は営業の場合があります。その場合、当該月の前月までにご案内させていただきます。

6. サービス提供の内容

(1) 地域活動対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
活動支援	地域行事への参加促進。 創作的な活動を支援します。

	生産体験利用を通じ就労サービスへの移行支援を行います。
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
着替え、整容等	身だしなみ、清潔さに注意を払います。 季節による衣替え等の援助を行います。
健康管理	嘱託医師がおりますので、相談に乗ります。 また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に引き継ぎます。

(2) 対象外サービス内容

	サービスの内容	金額
材 料 費	創作活動の経費	実 費
日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。 ○日用品 ○保健衛生品 ○教養娯楽費	実 費

7. 利用料金

(1) 地域活動支援サービス内容の料金

佐久穂町の地域活動支援サービス費は基本的には無料となっておりますのでお支払いはありません。

(2) 対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) 利用料金のお支払方法

前記(2)の料金をご請求しますので、ご請求のお知らせ内容に沿ってお支払い下さい。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ 医療機関	医療機関名： _____ 主治医： _____ 診療科： _____ 電話番号： _____ 所在地： _____
緊急連絡先①	住所： _____ 電話番号 _____ 氏名： _____ 続柄： _____
緊急連絡先②	住所： _____ 電話番号 _____ 氏名： _____ 続柄： _____

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 相談支援事業：出浦 淳一 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0267-77-7287 (FAX 兼用) 又 0267-78-3620 F A X 0267-77-7287 (電話兼用) 又 0267-78-3760 ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
佐久穂町役場 健康福祉課福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：南佐久郡佐久穂町高野町569 ・電話番号：0267-86-2528
長野県 福祉サービス 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地：長野市中御所岡田98-1 ・電話番号：026-226-2210 ・F A X：026-228-0130

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 相談支援事業：出浦 淳一 ・ご利用時間 8：30～17：30 ・電話番号 0267-77-7287 (FAX 兼用) 又 0267-78-3620 ・F A X 0267-77-7287 (電話兼用) 又 0267-78-3760
------------------	---

11. 協力医療機関

医療機関の名称	佐久穂町立 千曲病院		
院長名	院長：植竹 智義	嘱託医：大澤 明彦	
所在地	南佐久郡佐久穂町大字高野町328		
電話番号	0267-86-2360		
診療科	内科・外科・小児科等	入院設備	有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

12. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 無 ・消火器 有 ・非常用電源 無 ・屋内防火栓 無 ・スプリンクラー 無
平時の訓練	・年 2 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

13. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	建物内禁煙です。

令和 年 月 日

地域活動支援サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家
説明者職名： 指 導 員 氏名 清 水 創

-

私は、本書面に基づいて事業者から地域活動支援サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所： _____

氏 名： _____ 印

代理人住所： _____

氏 名： _____ 印

続 柄： _____

(別紙1)

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報については、円滑にサービスを提供する為に実施されるセンター内の会議、他の事業所との連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

佐久穂町地域活動支援センター
社会福祉法人ジェイエー長野会
佐久穂町障害者福祉施設 陽だまりの家
所長 友野 裕行 様

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人・身元保証人

住所 _____

続柄 _____

氏名 _____ 印